長崎県収入証紙 貼付箇所

									(授与•	追加)				
			耖	女育	職員	負免	許	状	(交	付)	願			
									(検	定)				
									(DC	年	——— 月		日	
-	長崎県	教育委	員会	様							71		Н	
					(※自	ふりが 署) 氏 <i>ź</i>								
	T1).1	. T = 1 a :	₩┺₩₩	トロクシに				/ \	MELLA AV	·		****		
,				は員免許⅓ _てお願い			父付)	(教育	領域の	追加) し	~ (V 73	にてさた	<u> </u>	
本	籍			都・道	生 年 月 日			年	月	日				
				府・県)1 H	昭・平								
現(主所			県		市			町		番地			
						郡			村		番	号		
	受	けよ	うと	とする	免許	状の	種	質	教和	斗、特別ラ	支援教育	育領域又	スは事	頁
幼	• 小	· 中 ·	高	• 特別	支 援	専修・	1 種	i · 2 7	锺					
自立	教科	等・養	護教言	渝・栄養	養教諭	特別	•	臨	诗					
連糸	各先	TEL	<u> </u>			*					員番号	子 (6	桁)	
									が長崎県P 学校の場合					
勤務校														
					誓	2	約	書	÷					
					言)	_{የህ}	Ē	i					
	私は	教育職	員免許	F法第5多	条第1項	第3号	から第	6号ま	でに該	当しない	こと及	び出原	頁に	
	ついて	虚偽の	ないこ	とを誓約	約いたし	ます。								
			年	月	日									
						,	´ > ' ☆ 白 5	署)氏	Þ					
						'	☆ 日1		1 1					
根	別表	ŧ 1. 2	. 2の2	2. 3. 4.	5. 6.	6 の2. 7	. 8	免許	法附則	3. 5	5. 8.	9.1	2. 18	
	法1	6条の	2.1	6条の	4.17	条. 18	条	施	1 条				号	
拠								72					<u> </u>	
युशा	施合	2 条 格			 医月日 ┃	5	<u>条</u> 年	 月		原簿	长 是			
判		110			□ / 1 日		7	刀	Н	が、母1	ロ ク			
定	不合	洛格			格の理	由								

- 3 記入にあたっては裏面の記入上の注意事項をよく読むこと。

3													
決	課	長	総括課長補佐	参	事	課長補佐	係	長	課	員	取扱者	受	付
裁													

記入上の注意事項

- 1 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。
 - (1) 3号 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (2) 4号 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - (3) 5号 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 - (4) 6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を 暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入 した者
- 2 授与・追加・交付・検定の区分
 - (1) 授与・追加願 免許法別表第1、別表第2、別表第2の2、第16条の2、第16条の4、第17条又は免許法附則第8項若しくは附則第12項による場合(授与)を赤○で囲むこと。
 - (2) 交付願 施行法第1条による場合(交付)を赤○で囲むこと。
 - (3) 検定願 (1)及び(2)以外の根拠による場合(検定)を赤○で囲むこと。
- 3 受けようとする免許状の種類欄は、該当する項目を赤○で囲むこと。
- 4 中学校、高等学校、特別支援学校又は自立教科等の免許状の場合は、教科、特別支援教育領域 又は事項を記入すること。
- 5 出願書類は、ホッチキスで左側中央を綴ること。クリップ等を用いないこと。

6 手数料

- (1) 手数料は、授与・交付・検定・教育領域追加の区分により長崎県手数料条例に定める額を納付すること。
- (2) 長崎県収入証紙を所定の箇所に貼付すること(割印をしないこと。)。